

コミュニティ助成事業

一般財団法人 自治総合センター実施事業の概要

事業の趣旨

コミュニティ助成事業は、コミュニティ活動の促進と宝くじの普及広報を目的としています。自治宝くじの広報普及事業費を財源としているため、購入物品等にはキャラクターマークの表示が義務付けられています。



各事業は、次の基準に適合することが条件となります。

1. 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。
(ア) 施設・設備若しくはイベント等のポスター・チラシ・看板等に宝くじの広報表示を行うこと。
(イ) 広報紙を通じ「宝くじの助成金で整備した」、若しくは、「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うこと。
2. 国の補助金及び地方債を充当していないもの。
3. 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備の整備でないもの。
(整備後の施設又は設備は、地区の住民のコミュニティ組織、又は地域防災組織育成助成事業における自主防災組織等により、維持管理されること)

留意事項

- ◇ 市から申請した事業に対する助成の採否は一般財団法人自治総合センターが決定しますので、必ずしも採択されるわけではありません。
- ◇ 募集期間 **令和8年9月25日(金)まで**
- ◇ 詳しくは、裏面及び一般財団法人自治総合センターのホームページをご覧ください。

事業内容

(1) 一般コミュニティ助成事業 担当:市民部地域づくり協働課 TEL:0573-66-1111(内線 4505)

助成事業	100万円～250万円 ただし、10万円単位、10分の10以内の助成
事業主体	中津川市、中津川市が認めるコミュニティ組織（区、自治会、まちづくり協議会等）
助成内容	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備（建築物、消耗品は除く）整備に関する事業。
対象経費	音響機器、屋外掲示板、アルミステージ、アルミやぐら、テント、除雪機、プロジェクター、展示用パネル、太鼓 等
対象外	◇ 建築物 基礎工事を伴うものは対象外（基礎工事を伴わない簡易な倉庫等は対象） ◇ 消耗品 中古品、車両、銃・刀剣類（樹木・苗等は備品扱いなので対象） ◇ 施設・設備（備品）の修理・修繕 （太鼓等の祭道具の修繕は対象）

(2) コミュニティセンター助成事業 担当:市民部地域づくり協働課 TEL:0573-66-1111(内線 4505)

助成金額	上限 2,000 万円 総事業費の 5 分の 3 以内に相当する額。
事業主体	中津川市、中津川市が認めるコミュニティ組織（区、自治会等）
助成内容	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設整備に関する事業。
対象経費	コミュニティ活動推進のために、必要な施設の建設に要する経費とその施設に必要とされる備品（一般コミュニティ助成事業との併用は不可）に要する経費 例）建築主体、電気・機械設備、仮設費、一般管理費、設計費、現場経費、消費税
対象外	土地の取得・造成、既存施設の購入・撤去・解体処理、外構工事に要する経費
備考	➤ 土地を要する事業の場合は、抵当権等の権利関係付着（含む抹消登記未済）、相続手続き未済の土地での事業は対象外となります。事業が確実に実施されるため、権利関係の整理は必須となります。（事業実施後に抵当権等が付着することが無いようにしてください。） ◇ コミュニティ組織が登記できる法人格を持っていること、すなわち認可地縁団体であることが必要です。認可を申請中の場合には対象になりませんので、ご注意ください。

(3) 地域防災組織育成助成事業 区分ア 担当:総務部防災安全課 TEL:0573-66-1111(内線 165)

助成金額	30万円～200万円 ただし、10万円単位、10分の10以内の助成
事業主体	中津川市、中津川市が認める自主防災組織
助成内容	一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織、又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。
対象経費	自主防災組織等が行う地域の防災活動に必要な施設、設備の整備
事業例	無線機、ヘルメット、ヘッドライト、投光器、発電機 等
対象外	基礎工事を伴う建築物、食料品、消耗品、消火器（訓練用は除く）、避難道等の整備 車両に搭載する目的の備品（無線機等）

※青少年健全育成助成事業は廃止となりました。